

碩田中学校区適正配置実施計画 推進方針

平成27年2月
大分市教育委員会

目 次

はじめに

| | | |
|-----|-----------------------|----|
| I | 適正配置に係る検討経過 | 1 |
| II | 碩田中学校区適正配置実施計画の構成 | 2 |
| III | 碩田中学校区施設一体型小中一貫教育校の概要 | 3 |
| | 1 小中学校 9 年間を見通した教育の推進 | |
| | 2 学校等の施設 | |
| IV | 開校準備 | 9 |
| V | 跡地利用 | 11 |

はじめに

平成24年3月に策定した「大分市立小中学校適正配置基本計画」において優先順位1に位置づけている「碩田中学校区」については、地域住民の代表者や保護者、学校関係者等により構成する「碩田中学校区適正配置地域協議会」から、15回の協議を経て取りまとめた報告書が平成25年12月に教育委員会あて提出された。

本市教育委員会では、本地域協議会の報告書を尊重し、子どもたちにとってより良い教育環境を創造することを第一義に、新設校を本市初の施設一体型小中一貫教育校とする方向性や基本理念などを示した「碩田中学校区適正配置実施計画基本方針」を平成26年2月に取りまとめた。

この基本方針に沿って、新設校の特色ある教育活動及び特徴的な教育施設などの概要並びに開校準備などに関する基本的な考え方を示すものとして、この度「碩田中学校区適正配置実施計画推進方針」を取りまとめたところである。

このように「碩田中学校区適正配置実施計画」は「基本方針」と「推進方針」とにより進めていく。

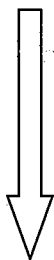
I 適正配置に係る検討経過

H24. 3 大分市立小中学校適正配置基本計画を策定

- ・ 碩田中学校区を含む対象 6 中学校区の目指すべき方向性や実施時期等を提示

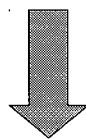
H24. 8 碩田中学校区適正配置地域協議会を組織

- ・ 地域住民の代表者、保護者、学校関係者等 38 名で構成
- ・ 計 15 回に及ぶ地域協議会を実施
- ・ 大分市教育委員会に報告書を提出 (H25.12)



H26. 2 碩田中学校区適正配置実施計画基本方針を策定

- ・ 現状を踏まえた方向性
- ・ 新設校の位置に係る考察
- ・ 新設校の基本理念 など



H27. 2 碩田中学校区適正配置実施計画推進方針を策定

II 碩田中学校区適正配置実施計画の構成

碩田中学校区適正配置実施計画

基本方針 (平成26年2月策定)

- I 適正配置に係る教育委員会の検討経過
- II 碩田中学校区適正配置実施計画の構成
- III 現状を踏まえた方向性
 - 1 地震・津波対策等について
 - 2 小中一貫教育について
 - 3 児童生徒の通学環境について
 - 4 校舎の機能について
 - 5 地域コミュニティの形成について
 - 6 その他
- IV 新設校の位置に係る考察
 - 1 協議事項別の考察
 - 2 総合的な考察
- V 新設校の基本理念

推進方針 (平成27年2月策定)

- I 適正配置に係る検討経過
- II 碩田中学校区適正配置実施計画の構成
- III 碩田中学校区施設一体型小中一貫教育校の概要
 - 1 小中学校9年間を見通した教育の推進
 - 2 学校等の施設
- IV 開校準備
- V 跡地利用

Ⅲ 碩田中学校区施設一体型小中一貫教育校の概要

1 小中学校9年間を見通した教育の推進

(1) 義務教育9年間の系統性を重視した教育

児童生徒が、小中学校の9年間を同じ敷地、同じ校舎で学び育つ環境を整備し、中1ギャップの解消や学力・体力の向上等を目指し、児童生徒に「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」などの「生きる力」を効果的にはぐくむ小中一貫教育を展開する。

○9年間を見通した系統的な教育課程の編成・実施

児童生徒に生きる力をはぐくむため、学校、地域の実情や児童生徒の発達の段階に即し、義務教育9年間を見通した系統的な教育課程を編成・実施する。

○日常的な異学年交流等による「心育て」の充実

自尊感情を高めるとともに思いやりなど豊かな人間性や社会性を効果的にはぐくむため、学級や学年ごとの活動に加え、期別や全校の行事の際に、縦割り班活動を計画的に実施するなど、日常的な異学年交流等による「心育て」を充実する。

○コミュニケーション能力を高める教育の充実

ことばを通じて、よりよく分かり合い高め合うことができるよう、各教科等において、調べたことや考えたことを発表したり、互いの考えを伝え合い、討論しながら深め合ったりする活動を充実する。

(2) 児童生徒の育ちを重視した4-3-2制

○【前期】第1学年～第4学年 定着期 <学びの基本>

基礎的・基本的な学習内容の習得及び定着と基本的な生活習慣の確立に重点を置く期間とする。

○【中期】第5学年～第7学年 活用期 <論理的な思考>

一部教科担任制を導入し、教員の専門性を生かしながら、知識・技能を活用する力等の育成に重点を置く期間とする。

○【後期】第8学年・第9学年 発展期 <個性の伸長>

前期・中期で身に付けたことを基盤とし、自分らしさの発見や個性の伸長を図り、自立性や社会性の育成に重点を置く期間とする。

(3) 特色ある教育活動

○全学年で英語授業

教育課程の特例制度を活用することにより、小学校の第1学年から英語科の授業を実施し、英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする意欲や技能などを高めるとともに、異文化への理解を深める。

○児童生徒会活動

全校の児童生徒で児童生徒会を組織し、各期に応じた取組を充実することにより、よりよい学校生活を協力して創造しようとする力を養う。

○中期での一部教科担任制

より多くの教員がかかわる中で、各教員の専門性を最大限生かしながら、児童生徒に学力の確実な定着を図る。

○系統的な生活・学習指導

児童生徒の発達段階に即した指導を9年間見通して行うことにより、生活や学習に関するきまりや習慣を徹底する。

○地域の特性を踏まえた防災教育

火災予防に加え、地震や津波などの災害から自分の生命は自分で守ることを基本に、家庭や地域社会と連携した防災教育を実施する。

2 学校等の施設

(1) 計画概要 <校舎・アリーナ・児童育成クラブ・地域連携棟>

○建築用途：小中学校、屋内体育館、武道場、屋内プール、
児童育成クラブ、地域連携室

○構造：鉄骨造（一部RC造）

○敷地面積：校舎建設敷地（碩田中学校地） 21,913㎡
大グラウンド敷地（住吉小学校地） 15,386㎡
合計 37,299㎡

○建築面積：約 7,200㎡

○延床面積：約 21,800㎡

○階数：校舎部分地上6階、アリーナ部分地上3階

(2) 施設内容 <小中一貫教育校>

○普通教室：48教室（小学校32教室、中学校16教室）

○特別支援学級：小中各1箇所4教室
（自閉症・情緒、知的、肢体不自由、難聴）

○特別教室：英語教室（4室）、理科室（4室）、
音楽室（2室）、調理室（1室）、被服室（1室）、
技術室（1室）、美術室（1室）、図工室（1室）、
メディアルーム（図書室1室、PCルーム2室）

○運動施設：大アリーナ、小アリーナ、武道場、
床可動式屋内プール

○その他：ランチルーム、多目的教室、オープン教室、
通級学級、児童育成クラブ、地域連携室

(3) 特徴的な教育施設

○アトリウム

校舎とアリーナの上に3階までの吹き抜けたアトリウム空間を設置することにより、児童生徒の日常的な交流の場を提供するとともに、通風や採光を確保する。

○オープンスペース・多目的教室

児童生徒の日常的な交流や集会、多様な学習活動を円滑に行うためのオープンスペース（教室と一体的に配置されるスペース）や多目的教室等を設置する。

○ランチルーム

全学年を通して同一献立による給食を実施し、縦割り班での交流給食の場として利用する。また、小中学校合同の食育の授業や地域交流のスペースとしても活用する。

○発達の段階に対応した体育施設

児童生徒の発達の段階等を考慮し、床可動式のプールや大アリーナ・小アリーナを設置する。

大アリーナは、全校児童生徒が参加できる総合的な体育・文化施設としての機能を併せ持つ施設とする。

○図書館とコンピュータ教室を併設

図書館は、普通教室4室分の広いスペースを確保し、読書スペースと学習スペースを機能的に配置するとともに、コンピュータ教室を併設することで、メディアセンターとしても機能させる。

○各期別の英語専用教室

発達の段階に応じて、実際に英語を使っているコミュニケーション活動やマルチメディア教材を活用した学習が行えるよう、3階以上の各フロアに英語授業専用の教室を設置する。

○教師コーナー

3階以上の各フロアに教師コーナーを設置し、小会議や情報交換、児童生徒の学習相談等の対応スペースとして機能させる。

○メモリアルスペース

廃校となる荷揚町、中島、住吉の各小学校の伝統と歴史を引き継ぐための空間としてメモリアルスペースを設置する。

<児童生徒の発達の段階や動線等に配慮したデザイン>

○地域連携室

学校と地域が交流する空間を設置する。

○通路橋

校舎とグラウンドを安全に移動できる通路橋を架設する。

○保健室

低層階と高層階の2か所に保健室を設置するとともに、独立性を確保しながら相談室を保健室の隣に設置する。

○児童育成クラブ

児童育成クラブを地域連携室に隣接させ、新基準に対応した広さと快適さを確保する。

(4) 防災機能

児童生徒が安心して学習できる教育環境を整備するため、校舎等の強度を建築基準法に定めた基準以上とし、耐久性に優れた施設とする。

また、地域の防災拠点としての重要な役割を担うことから、津波等の災害発生時には3階以上に避難できる設計とし、非常食、飲料水、生活必需品等を備えた防災備蓄倉庫を設置する。

(5) 施設整備事業スケジュール

| 年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | | | | 平成28年度 | | | | 平成29年度 | | | | | |
|-------|---------|--------------|----------|-----|-------|--------|-----|-----|-------|--------|------|----------|-------|-----|--|
| | 場所 月 | 1~3 | 4~6 | 7~9 | 10~12 | 1~3 | 4~6 | 7~9 | 10~12 | 1~3 | 4~6 | 7~9 | 10~12 | 1~3 | |
| 住吉小学校 | 校舎 | 既存校舎 | | | | | | | | | 新校舎 | | | | |
| | 体育館 | 既存体育館 | | | | | | | | | 新体育館 | | | | |
| | プール | 既存プール | | | | | | | | | 新プール | | | | |
| | 運動場(体育) | ↓グラウンド整備工事 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 旧幼稚園 園舎・園庭跡地 | | | | | | | | | | 弁天島公園を使用 | | | |
| 碩田中学校 | 校舎 | 既存 | プレハブ供用期間 | | | | | | | | | 新校舎 | | | |
| | 体育館 | 既存 | 住吉小体育館 | | | | | | | | | 新体育館 | | | |
| | プール | 既存プール | | | | | | | | | 新プール | | | | |
| | 運動場 | 既存 | 弁天島公園を使用 | | | | | | | | | | 新運動場 | | |
| | 武道場 | 既存武道場 | | | | | | | | | 新武道場 | | | | |

※期間には、入札期間や契約事務期間なども含みます。

IV 開校準備

(1) (仮称) 開校準備委員会の設置

碩田中学校区における施設一体型小中一貫教育校の開校準備を円滑に推進するため、自治委員校区会長、PTA会長、小中学校長、アドバイザー、市職員等で構成する(仮称)開校準備委員会を設置する。

(2) 専門部会の設置

(仮称)開校準備委員会の下部機関として、保護者、小中学校の教職員、市職員等で構成する次の3つの専門部会を設置する。

○ (仮称) 学校部会

- ・ 学校名、校歌、校章の検討
- ・ 制服の検討
- ・ メモリアルコーナーなどに関する検討 など

○ (仮称) 組織部会

- ・ PTA組織の検討
- ・ 通学に係る見守り組織の検討
- ・ 地域との連携に関する検討 など

○ (仮称) 施設部会

- ・ 施設開放の実施に関する検討
- ・ 地域連携室等の利用に関する検討
- ・ 社会体育団体の施設利用の検討 など

(3) スケジュール

| | | H 2 7 年 度 | | | | | | | | | | | | H 2 8 年 度 | | | | | | | | | | | |
|---------------------|------------------|--|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| (仮称) 開校準備 委員会 | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 専門部会の報告事項の検討・承認 (3ヶ月に1回開催) </div> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 付託 | 報告 | 報告 | 報告 | 報告 | 報告 | 報告 | 報告 | 報告 | 報告 | 報告 | 報告 | 報告 | 報告 | 報告 | 報告 | 報告 | 報告 | 報告 | 報告 | 報告 | 報告 | 報告 | |
| 専 門 部 会 | (仮称) 学校 部会 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 学校名、校歌、校章、制服、メモリアルコーナー等の検討 </div> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (仮称) 組織 部会 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> PTA組織、見守り組織、地域との連携等に関する検討 </div> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (仮称) 施設 部会 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 施設開放、地域連携室、社会体育団体等の施設利用の検討 </div> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block; writing-mode: vertical-rl;"> 開 校 準 備 </div> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

*平成27年2月現在の見通しであり、今後の情勢により変更があり得る。

V 跡地利用

地元の要望等を勘案し、最適な跡地利用を「大分市公有財産有効活用等検討委員会」で検討し、決定する

(1) 地元住民等との協議の方向性

「大分市立小中学校適正配置基本計画」により廃校が決定している学校では、学校施設及び敷地の跡地利用の計画が重要となる。

地元住民等に対しては、廃校後の学校施設の機能を提示し、地元住民等が新たに要望する機能も十分に勘案する中、最適な跡地利用を協議する。

(2) 廃校後の学校施設の機能

○地域コミュニティ機能

自治会やスポーツ少年団等の活動拠点としての機能

○防災機能

災害時の指定避難所や一時避難所、平常時の防災訓練の場としての機能

○投票所などの機能

